

「昼間は時間がない」
という方のために…

夜間

秘密厳守

養育費に関する電話相談

養育費についてお困りではありませんか？ 養育費は子どもたちの権利です。
お子さまのためにもしっかりと養育費について取り決めをしましょう。
昼間は仕事や育児等で忙しい方々に向けて、夜間に電話相談を実施いたします。

期 間 平成29年9月4日(月)～9月8日(金)

相談時間 夜7時～夜10時 ☆)

電話番号 050-3588-5101

※ その日の相談員に転送されます。

※ つながらない場合は、お手数ですが時間を置いて再度おかけ直し下さい。

養育費に関する下記のようなお悩みや、その他気になることをご相談下さい。

(例)

- 養育費の取り決めをしませんでした。
→ 今からでも取り決めをすることができます。
- 取り決めをしたけど口約束だけで…
→ できれば書面にしておきましょう。書面にも色々な種類があります。
- 結婚はしていないけど子どもがいます。
→ 父親に認知をしてもらうこと等により養育費をもらうことができます。
- 一度取り決めた養育費は変えられませんか？
→ 事情によって変えることもできます。
- 再婚したら養育費をもらうことはできませんか？
→ 再婚したというだけで養育費がもらえなくなるわけではありません。
- 相手とうまく話し合えるか分かりません。
→ 裁判所を利用することで、冷静な話し合いの場をもてるかもしれません。

※ 裁判所等で手続きをするためにかかる費用の支払いが難しい場合、費用の立替制度を利用できる可能性があります。まずはご相談下さい。

司法書士は、あなたの身近な法律家です。
お気軽にご相談下さい。



岡山県青年司法書士協議会